

壱岐市農業委員会定例会（令和5年8月） 議事録

1. 開催日時 令和5年8月25日（金）午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 ・・・ 農業委員会長 外 農業委員 16名
4. 欠席委員 ・・・番・・・委員 ・・・番・・・委員
5. 事務局職員 事務局長 ・・・ 事務局長補佐 ・・・ 主事 ・・・
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ・・・番 ・・・委員 ・・・番 ・・・委員
 - 第2. 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第36号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 議案第37号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
 - 議案第38号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について
 - 議案第39号 令和5年度農用地利用集積計画の承認について（第3回）
 - 議案第40号 壱岐市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（変更）（案）に対する意見について
7. その他

事務局 皆さん改めましておはようございます。

ご案内の時間前ではありますが、只今より令和5年8月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、・・・番・・・委員さん、・・・番・・・委員さんより欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中17名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

議長 それでは、本日の議事録署名人は、・・番・・委員、・・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。なお、本日の会議書記には事務局、・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第35号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願い致します。議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は、個人及び農地所有適格法人要件を満たす法人であります。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、3件とも売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

28番 土地の所在

郷ノ浦町牛方触	字京塚	・・・番・	地目	畠	面積	496m ²
同じく		・・・番	地目	畠	面積	246m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	473m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	695m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	213m ²
譲渡人	・・・・・・・					
譲受人	・・・・・・・					

経営面積は 3, 714m²です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理することができないため、譲受人へ売却する。

譲受人 買い受け、農業に専念する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況については、水稻及び野菜等の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラック、管理機を所有されてあります。

農作業歴は本人が18年、妻10年、また臨時雇用が1名で5年間雇っておりまます。通作距離については、100m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜等を作付ける計画でありますので、周辺への

影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月22日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。地区担当の・・です。事務局の説明通り、・・・・さんの立会いで8月22日に現地確認に致しました。

今回、譲渡人の休耕地を買い受け、大根、人参等の野菜を作付るとの事になりました。

何ら問題はないかと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第35号28番は決定します。続きまして、29番の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願い致します。

29番 土地の所在

郷ノ浦町志原南触 字長野 ・・・・番・ 地目 田 面積 251m²

同じく 字水谷 ・・・・番・ 地目 畑 面積 503m²

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営面積は 5, 913m²です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理することができないため、譲受人へ売却する。

譲受人 買い受け、農業に専念する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況については、水稻、飼料等の作付けです。

農機具は、タイヤショベル、トラクターを所有されてあります。構成員は、2名で農作業に従事されてあります。通作距離は法人の事務所から1km程度です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、農地所有適格化法人であるため適用はありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料等を作付る計画でありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月22日に・・委員さんと・・・・・・・・の代表取締役との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。地区担当の・・です。

事務局の説明の通り、8月22日に現地確認を致しました。

・・・・・・・・の・・さんは、同級生である譲渡人から依頼があり、
休耕している農地を買い受けて、WCS や飼料等を作付ける計画という事でありま
した。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声
あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第35号29番は、決定します。

続きまして、30番の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願い致します。

30番 土地の所在

芦辺町中野郷西触 あつじ 字辻 ・・・番・ 地目 畑 面積 1465m²

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は 7, 142m²です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理することができないため、譲受人へ売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、取得し耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況については、水稻、野菜の作付
けです。

農機具は、トラクター、管理機、軽トラック、マルチヤーを所有されてあります。
農作業歴は本人が10年で父母が30年ずつです。通作距離については、2
km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜を作付ける計画でありますので、周辺への影
響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たし
ていると考えます。8月22日に・・委員さんと譲受人のお母さんとの立会いの
下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。・・の久保です。

譲受人の・・さんが、遠い親戚である譲渡人の・・さんより農地を買い受けて、
ブロッコリーを栽培する予定です。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方の
ご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第35号30番は、決定します。続きまして、議案第36号「農地法第5条の規定による認可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願いします。

議案第36号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」農地法第5条の規定による許可を受けた事業計画について、次のとおり変更承認申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1番 土地の所在

石田町南触 字若宮 ・・・番・ 地目 畑 面積 121m²

石田町南触 字若宮 ・・・番・ 地目 畑 面積 521m²

当初計画 駐車場用地 所要面積 642m²

変更計画 店舗兼駐車場用地 所要面積 642m²

申請者 ・・・・・・・・

申請理由 令和5年3月15日付けで転用許可を受けた駐車場用地に誤って住居兼店舗の一部を建設してしまいましたので変更申請を行います、というもので

す。この案件については、申請者に悪意はなく、原状回復も困難であります。周辺農地にも影響はなく、申請者に再発の恐れもないことから今回の計画変更承認申請許可が妥当と考えます。

位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。事務局と・・委員さんと別にではございますが、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 ・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局から連絡がありまして、本人に状況をお聞きし、現地確認を致しました。

内容につきましては、只今、事務局より説明があったとおり、今年の3月15日に県から許可を受けて、駐車場への転用を行ったわけですが、合わせて新築した居宅兼店舗の一部が駐車場に及んだため今回、変更申請が必要となったわけであります。本人も故意ではなく、誤って建設したことを考慮し、農業委員会の意見として、変更許可はやむを得ないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第36号1番は、決定します。続きまして、議案第37号「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、7頁をお願いします。

議案第37号「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について

」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

4番 土地の所在、

郷ノ浦町志原南触 字前妻 めづま ・・・・番・ 地目 畑 面積 583m²

583m²で、一般個人住宅の500m²を超えておりますが、法面部分が98m²、それから進入路として16m²利用する計画になっておりまして、住宅部分の有効面積は469m²となります。

除外目的、住宅用地

申請人 ・・・・・・・・

申請理由 申請地に住宅を建設したいので、農振農用地からの除外を申請します、というものです。位置図、写真、配置図は9頁から11頁です。

8月22日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、8月22日に現地確認を致しました。

・・さんは、現在、借家に住んでおりますが、家族が暮らすには手狭であり、また、今後の両親の介護を見据えて実家近くに申請地を買い受けて、新居を建築するため農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。

合併浄化槽も設置される予定でありますので、周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第37号4番は、意見を付して進達いたします。続きまして、5番の説明を求めます。

事務局 はい、7頁をお願いします。

5番 土地の所在、

郷ノ浦町志原西触 字辻 ごつじ ・・・・番・の一部 地目 畑 面積 993m²のうち 500m²

除外目的、住宅用地

申請人 ・・・・・・・・

申請理由 申請地に住宅を建設したいので、農振農用地からの除外を申請します、というものです。位置図、写真、配置図は12頁から14頁です。

8月22日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議 長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 続きまして担当の・・です。

事務局の説明の通り、8月22日に現地確認を致しました。

・・さんは、現在の居住している住宅の老朽化が進んでおり、また、子供の成長に伴い部屋数も必要となったため、持ち家を建築したいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。

合併浄化槽も設置される予定でありますので、周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第37号5番は、意見を付して進違いたします。続きまして、6番の説明を求めます。

事務局 はい、8頁をお願いします。

6番 土地の所在、

芦辺町諸吉南触 字長坂 ・・番・ 地目 田 面積445m²

除外目的、住宅用地

申請人 ・・・・・・・・

申請理由 申請地に住宅を建設したいので、農振農用地からの除外を申請します、というものです。

位置図、写真、配置図は15頁から17頁です。

8月22日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

事務局 本日、・・委員さんがお休みですので、補足説明を預かっておりますので事務局の方で代読いたします。

事務局の説明の通り、8月22日に現地確認を致しました。

・・さんは、現在、市営住宅に住んでいますが、家族が増えて手狭となった為にお父さん所有の申請地を譲り受けて、持ち家を建築したいということで、農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。

合併浄化槽も設置される予定で周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします、ということでありました。

議 長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第37号6番は、意見を付して進違いたします。続きまして、7番の説明を求めます。

事務局 はい、8頁をお願いします。

7番 土地の所在、

石田町本村触 字水畑 ・・・番・の一部 地目 畑 2684m²のうち
490m²

除外目的、住宅用地

申請人 ・・・・・・・・

申請理由 申請地に住宅を建設したいので、農振農用地からの除外を申請します、というものです。

位置図、写真、配置図は18頁から20頁です。

8月22日に・・委員さんと申請人のお父さんの立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、8月22日に現地確認を致しました。

・・さんは、現在、借家に住んでいますが、家族が増えて手狭（てぜま）となつた為にお父さん所有である申請地を譲り受けて、持ち家を建築したいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。

合併浄化槽も設置される予定で、周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第37号7番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第38号5番「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求める。

事務局 はい、21頁をお願いします。

議案第38号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

5番 土地の所在、

郷ノ浦町牛方触しらぼこ 字白鉢 ・・・番・の一部 地目 畦 面積 2, 901

m^2 のうち 694 m^2

変更の内容、農業用施設用地

申請人 ・・・・・・・・

申請理由

申請地に農業用倉庫を建築したいので用途区分の変更を申請します、というものです。

位置図、写真、配置図は22頁から24頁です。

8月22日に・・委員さんと申請人の弟さんの立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議 長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、8月22日に現地確認を致しました。

・・・・・さんはタバコの出荷作業場としての農業用倉庫など2棟を申請地に建設するために農用地区域の用途区分の変更を行いたいという事であります。隣接農地とは、十分距離をおいて建設されますので、問題はないかと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願ひ致します。以上です。

議 長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第38号5番は、意見を付して進達いたします。続きまして、6番をお願いします。

事務局 はい、21頁をお願いします。

6番 土地の所在、

勝本町坂本触 字平畠 ・・・・番・の一部 地目 畑 面積 1, 946 m²のうち528 m²

変更の内容、農業用施設用地

申請人 ・・・・・・・・

申請理由

申請地に農業用倉庫を建築したいので用途区分の変更を申請します、というものです。

位置図、写真、配置図は25頁から27頁です。

8月22日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議 長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、8月22日に現地確認を致しました。

・・さんは、農業機械の保管場所としての農業用倉庫を申請地に建設するために農用地区域の用途区分の変更を行いたいという事であります。

何ら問題はないかと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願ひ致します。

議 長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第38号6番は、意見を付して進達いたします。続きまして、議案第39号「令和5年度農用地利用集積計画の承認について（第3回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、28頁をお願いします。

議案第39号「令和5年度農用地利用集積計画の承認について」今年度3回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求められております。今回利用権設定の件数は14件、借り手が12人、貸し手が14人です。田が14筆、13,013

m^2 、畳が18筆で22,392 m^2 、合計32筆で35,405 m^2 となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思っております。

内容につきましては、29頁から30頁に掲載を致しておりますので、よろしくお願ひします。

議長 この件につきましては、事務局が申しますように皆さん方のご承認を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、ご異議ないようですので、議案第39号も決定します。続きまして、議案40号「壱岐市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(変更)(案)に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、31頁をお開きください。

議案40号「壱岐市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(変更)(案)に対する意見についてですが、8月10日に市農林課から農業経営基盤強化促進法第6条の規定により定められた「壱岐市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」について、変更に対する意見照会があつたので審議のうえ意見を付して回答する必要がある。

32頁の令和5年9月の農林課作成資料をご覧ください。

最初に市基本構想は、農業経営基盤強化法促進法第6条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を言います。そして、法第6条第4項に「市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とありますので、今回これに基づき意見照会が求められたわけです。

基本構想の変更理由は、令和5年4月1日付で「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、長崎県の基本方針が変更され市の基本構想の見直しが必要となつたためであります。

主な変更内容につきましては、2項目であります。

① 対象を「農業の担い手」を「農業を担う者」に拡大

農業を担う者の確保及び育成を図るための体制整備、その他支援の実施に関する事項を追加する。これは今回35頁の「第3 第2及び第2の2に挙げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」が新設されております。

② 「地域計画」の実現にかかる事項の追加

地域計画の実現についての記載でありますと、36頁の「第4効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」と37頁の「第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」が新設されております。

以上簡単ではありますが、変更内容の説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。この件に対しましては、32頁の主な変更内容ということで、示しておりますように①、②にかかる

ものが主でありまして、今まで「担い手」と言っていたものを「農業を担う者」になったということと地域計画が今年から作成がはじまります、それに関する事項が追加されております。地域計画については、今から壱岐市農業委員会の方でも、皆様方の利用状況調査等を踏まえて、図面作成に着手する予定になっておりますので、宜しくお願ひします。

どうでしょうか。質疑はないでしょうか。【異議なしの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案40号は意見を付して、回答いたします。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からのその他の件ですが、

① 9月の定例会の日程 → 令和5年9月27日(水) 午前9時～

② 令和5年度地区別農業委員会委員研修会

　日時 令和5年9月21日木曜日 14時～ 壱岐の島ホール

③ 農業委員会視察研修について

④ 農業者年金加入推進特別研修の日程について

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。